

大阪市告示第861号

大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号。以下「条例」という。）

第15条の規定により、指定管理者の指定申請について、次のとおり公告する。

令和6年6月20日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号
大阪市消防局予防部予防課（地域防災）
電話 06-4393-6332

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立阿倍野防災センター
所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号

(2) 業務の範囲

- ア 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関すること
- イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- ウ センターの管理に関すること
- エ 自主事業の実施に関すること
- オ その他

(3) 管理の基準

ア 休館日

- ・ 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来す

る日曜日、土曜日及び休日（以下「日曜日等」という。）以外の日

- ・ 毎月の最後の木曜日（その日が休日又は前号の規定による休館日に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等以外の日）
- ・ 12月28日から翌年1月4日まで

イ 供用時間

午前10時から午後6時まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

条例第4条及び第5条の規定に基づき、指定管理者は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日及び供用時間を変更できるとともに、又は臨時の休館日を定めることができる。

(4) 指定を行おうとする期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 申請資格等

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）、若しくはその連合体とし、個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する要件

ア 条例第17条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」

という。)又は大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと(会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。)

キ センターを適切に管理運営できる能力を持つ法人等であること

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等(以下「代表法人等」という)を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと

この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと

ウ 連合体の構成団体(代表法人等を含む)間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること

また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと

エ 連合体として上記(1)のアの要件を満たすこと

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体(代表法人等を含む)に関する要件

ア 上記(1)のアからキの要件を満たすこと

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第18条の規定により、最も

適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべき者として選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所及び配布方法

令和6年6月21日（金）から8月21日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により配布する。

また、消防局のホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付時間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとする者は、事前に大阪市に連絡の上、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し
- ⑩ 事業報告書
- ⑪ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書
- ⑫ センターの管理運営に関する事業計画書

- ⑬ センターの管理運営に関する収支計画書、収支計画明細
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑯ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し
- ⑰ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑱ 障がい者雇入れ計画書
- ⑲ 支払い賃金に関する提案書
- ⑳ 選定結果通知用封筒一式
- ㉑ 効果的・効率的な運営につながる事業等のアイデア
- ㉒ 法人等の印鑑証明書

エ 受付期間

令和6年8月15日（木）から8月21日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 現地見学会

指定管理者の指定申請を行おうとする法人等を対象に、次のとおり現地見学会を開催する。

ア 日 時 令和6年7月10日（水）

イ 場 所 大阪市立阿倍野防災センター
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号

ウ 参加申込 所定の申込書にて令和6年7月3日（水）午前11時までに担当に申し込むこと

5 申請する者に要求される事項

指定管理者指定申請に関し、担当より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

(消防局予防部予防課)